

高崎市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市区域内の字の区域を廃止する旨、告示する。

この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和7年2月25日

高崎市長 富岡 賢治



1 廃止理由

高崎都市計画事業菅谷高畑土地区画整理事業の施行に伴い、土地の区画及び形状を改めた結果、市の区域内の字の区域を廃止する必要性が生じたため。

2 廃止内容

別紙のとおり

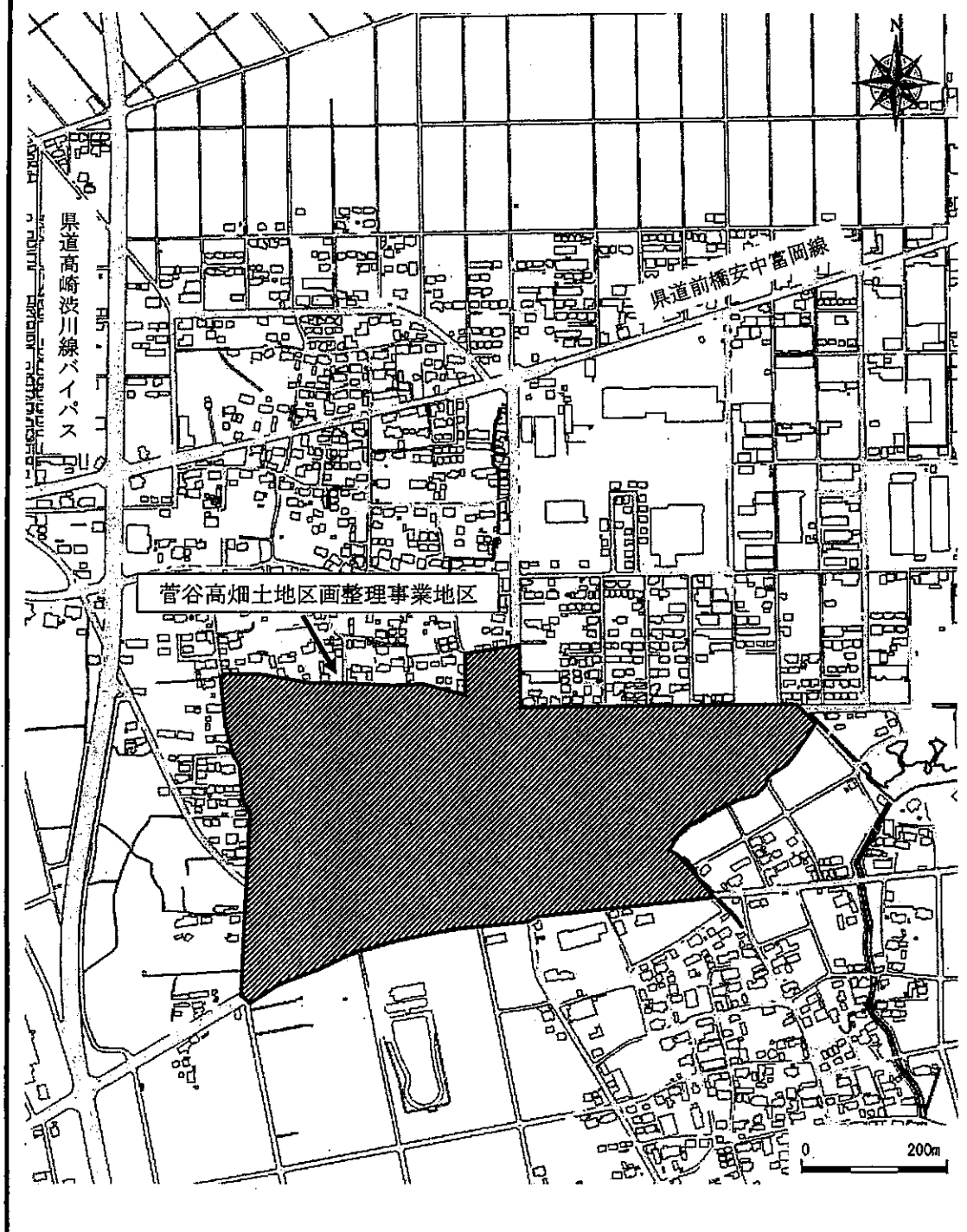
廃 止 調 書

町	字	地 番
菅谷町	村東	20-484から20-486まで、20-514から20-526まで、20-858から20-860まで
	大福寺	377-1、377-5から377-7まで、378-1から378-8まで、379-1から379-4まで、380-1から380-4まで、381-1から381-3まで、382-1、382-2、382-4から382-11まで、383-1、384-1、387-1、387-3
	紺屋貝戸	648-1、649-1、649-2、650、651-1、651-3、651-4、651-6、651-7、652-1、653-1、653-4、653-5、654-1、654-2、655-1、655-2、656-1、656-3から656-8まで、乙657、657-1から657-3まで、658-1、659-1、659-2、667-1、668-1、669、670-1から670-3まで、671-1から671-5まで、672、673-1から673-3まで、674-1から674-6まで、675-1、675-3から675-9まで、676-1から676-7まで、677、甲678、678-2、678-3、679-1から679-4まで、680、681-1から681-3まで、682-1から682-4まで、683-1から683-5まで、684-1から684-9まで、685-1、685-2、686-1、686-2、687-1から687-3まで、688-1から688-3まで、689-1から689-4まで、690-1、690-2、691-1から691-8まで、691-12から691-15まで、692-1から692-5まで、693-1から693-3まで、694-1、694-2、695-1から695-4まで、696-1、696-3、696-4、697-1から697-3まで、698-1、698-2
	高貝戸	699、700、701-2、701-3、702-1、702-2、703-1、703-3から703-8まで、706-2、706-3、707-2、707-3、708-1から708-5まで、708-10から708-14まで、709-1から709-4まで、710-1、710-2、712から718まで、719-1から719-4まで、720、721、722-1、722-2、723から726まで、727-1、727-3、728-2
	大房	735-2、737-2、746-2、758-2、759-3、761-2、762-2
	村前	765-2、766-2、768-2、768-3、769、770-2から770-6まで、776-3、776-4、778、779-1から779-11まで、780、781-1から781-12まで、785-1、785-2、786-1から786-4まで、787-1、788-2、789-2、834-1から834-7まで、835-1から835-5まで、836-1、836-2、837-1、837-2、838-1から838-7まで、839-1、839-3から839-5まで、840-2から840-6まで、841-2、844-2、848-2、848-3、848-5、849-1、849-3から849-5まで、850、851-1から851-4まで、852-1、852-2、853、854、856-1、856-3から856-6まで、乙856、857-1から857-3まで、858-1から858-4まで、859、860-1から860-3まで、861-1、861-2、862-1から862-3まで、863-1から863-8まで、864から866まで、867-1から867-5まで、868、869-1から869-6まで、870-1、870-2、871から875まで、876-1から876-3まで、878、879-1、879-2、880-1、880-2、881から886まで、887-1から887-3まで、888から890まで、

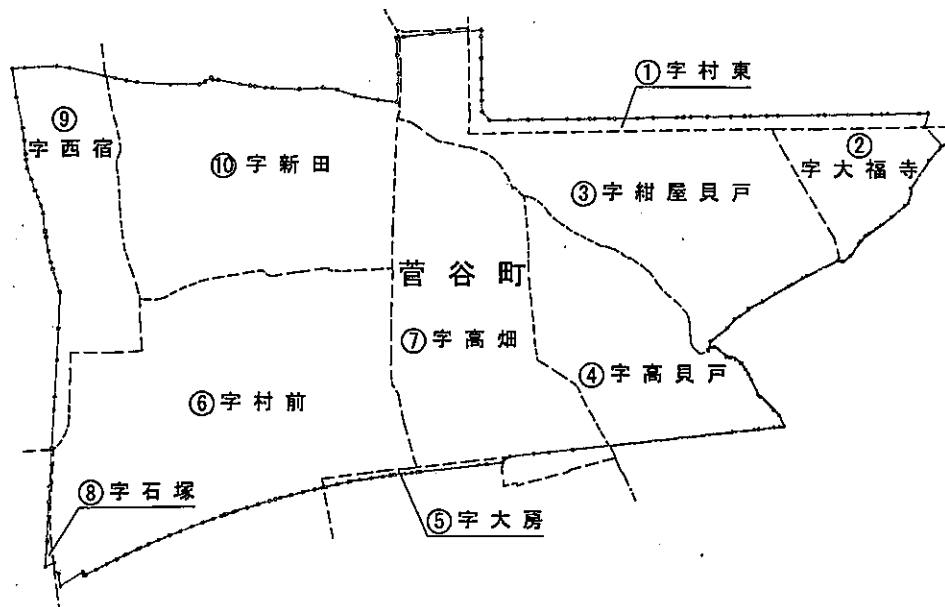
	891-1、891-2、892-1、892-2、893-1から893-3まで、894-2、894-3、895-2、896-2、902-2、903-2、905-2、905-5、906-2、906-3、907-1から907-3まで、908-1、908-2、909、910-1から910-5まで、911、912、913-1、913-2、914-1から914-3まで、916-2、917-2
高畑	799-3から799-5まで、799-8から799-11まで、800-3、800-4、803-1、803-2、803-4から803-7まで、804-1、804-2、805-1、805-3から805-10まで、805-12から805-25まで、806-3から806-7まで、807-2から807-4まで、808-2から808-4まで、809-2、810-1、810-2、811-1から811-3まで、812、813-1、813-2、814、815-1、815-2、816-1、816-2、817-1から817-4まで、818-1から818-13まで、819-1から819-5まで、819-7から819-13まで、820-1から820-6まで、821、822、823-1、823-2、824-1から824-6まで、825、826-1から826-3まで、827-1から827-3まで、828-1から828-4まで、829-1から829-7まで、830-1から830-3まで、831-1から831-3まで、832-1から832-8まで、833-2
石塚	922-5、923-2
西宿	1092-2、1092-3、1097-3、1099-4、1100-3、1100-4、1118-2から1118-4まで、1119-2、1119-3、1119-6、1120-2、1120-3、1121-2、1121-3、1121-5、1121-6、1122-1、1122-2、1123-1から1123-3まで、1124-1から1124-4まで、1125-1から1125-11まで、1127、1128-1、1128-2、1129-1、1129-2、1129-4、1129-5、乙1129、1130-1から1130-6まで、1131、1132-1から1132-3まで、1133、1134
新田	1157、1158-1から1158-3まで、1159、1160、1161-1から1161-8まで、1164-1から1164-3まで、1165-1、1165-4から1165-12まで、1166、1167-1から1167-3まで、1169-1から1169-3まで、1170、1171-1から1171-3まで、1172-1から1172-5まで、1173-1から1173-7まで、1174-1、1174-2、1175-1、1175-2、1176-1から1176-3まで、甲1177、乙1177、1178-1から1178-4まで、1179-1、1179-2、1180-1から1180-3まで、1181-1から1181-5まで、1182から1185まで、1186-2、1186-3、1187-1、1187-2、1187-5から1187-13まで、1188-1、1188-2、1189-1、1189-2、1190-1、1190-3から1190-9まで、1191-1、1191-2、1192-1から1192-3まで、1193-1から1193-17まで、1194-1から1194-9まで、1195-1から1195-3まで、1196-1、1196-2、1197-1から1197-3まで、1198-2から1198-4まで、1205-2、1206-6、1207-2、1208-2

上記区域（同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。）の字を廃止する。

廃止位置図



廃止概要図



廃止対照表		
番号	廃止前	廃止後
①	菅谷町宇村東	菅谷町
②	菅谷町宇大福寺	
③	菅谷町宇紺屋貝戸	
④	菅谷町宇高貝戸	
⑤	菅谷町宇大房	
⑥	菅谷町宇村前	
⑦	菅谷町宇高畑	
⑧	菅谷町宇石塚	
⑨	菅谷町宇西宿	
⑩	菅谷町宇新田	

凡 例	
施行地区界	——○——
旧字界	-----